

京田辺市告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、京田辺市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る令和8年度及び令和9年度の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請時期及び方法について次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項の規定により公示する。

令和7年9月10日

京田辺市長 上村 崇

建設工事に係る競争入札参加資格並びにその資格審査の申請時期及び方法について

（競争入札参加資格審査の申請ができる者の要件）

第1条 申請を行うには、次の各号のいずれにも該当しない者で、申請を行うときまでに建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営に関する事項の審査（申請日時点において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日から1年7ヶ月を経過していない、かつ、最新の経営事項審査（以下「現経審」という。））を受け、かつ、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けたものでなければならない。

- (1) 建設業法第3条第1項の許可を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）を提出するときに京田辺市税又は消費税若しく

は地方消費税を滞納している者

- (4) 資格審査申請書を提出するときまでに、京田辺市が発注した建設工事に関する債務について工期・期限等を経過して、いまだ当該債務を履行していない者
- (5) 市外業者については、現経審の完成工事高において、審査対象に選択した直前2年平均又は3年平均の欄に実績高のない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか、次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 暴力団員等（京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）
 - ウ 暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（競争入札参加者の資格）

第2条 建設工事の競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書において入札参加を希望する業種として申請者が選択した業種ごとに入札参加資格者名簿に登録（以下「資格者登録」という。）された者とする。

- 2 建設工事における入札参加を希望する業種として申請者が選択できる数は、京田辺市内に主たる営業所（本店等）を有する者（以下「市内業者」という。）については4業種まで、それ以外の者は3業種までとする。ただし、市内業者が「解体工事」を希望する場合は、5業種まで選択できることとする。
- 3 資格者登録は、競争入札の参加資格の審査（以下「資格審査」という。）

の結果に基づき決定するものとし、審査した結果、不適格とした者については登録をしない。この場合において、資格者登録をしないこととなった者については、その旨を令和8年3月末日までに通知する。

(資格審査)

第3条 資格審査は、2会計年度ごとに行うものとする。

2 資格審査の対象は、前条第2項において申請者が選択した業種のみとし、当該資格審査の項目は、次に掲げる事項のうち、該当するものについて行うものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第2項の経営事項審査
- (2) 工事実績及び工事施工能力
- (3) 不誠実な行為の有無、信用状況等
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(資格審査申請書の提出期間等)

第4条 資格審査を受けようとする者は、次項で定める提出期間内に資格審査申請書を市長に提出しなければならない。ただし、競争入札に参加させる者がない場合又は競争入札に参加させる者の数が必要数に満たない場合において、別に市長が資格審査申請書の提出を求めたときは、この限りでない。

2 資格審査申請書の提出期間、受付時間及び受付場所は、次の表のとおりとする。

(1) 電子申請による申請方法

申請期間	令和7年10月1日午前9時から 令和7年12月22日午後4時まで
申請方法	京田辺市役所ホームページの「事業者の方へ」から「入札参加資格審査電子申請システム」にアクセスして申請してください。

(2) 書面申請（郵送）による提出方法

提出期間	令和7年12月1日から令和7年12月22日まで (令和7年12月22日必着)
提出先	京田辺市役所 建設部 建設政策推進室 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

	受付後に受領書又は不備書類明細書を送付しますので、宛名を記入して110円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください。
注意事項	封筒に「建設工事等入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。 郵送の不着等による責任は、一切負いません。 郵送料金不足の書類は、受け付けません。

3 資格審査申請書の受付は、電子申請又は書面申請（郵送）により提出されたものについてのみ行うものとする。

（添付書類）

第5条 資格審査申請書には、別表に掲げる書類のうち、該当する書類を添付しなければならない。ただし、電子申請においては、入力フォームで指定したものとする。

2 前項の添付書類は、資格審査申請書を表面として、別表の番号順に、各1部ずつ重ねて桃色のA4ファイル綴じにし、同ファイルの表紙及び背表紙には、業者名を記載するものとする。なお、電子申請においては書面での郵送等は不要とする。

（競争入札参加資格の有効期間）

第6条 競争入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（資格審査申請書の変更届）

第7条 資格審査申請書を提出した者は、次に定める事項に変更が生じたときは、直ちに建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記様式第10号）に変更事項を記入し、当該変更事項を証明できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、電子申請においては入力フォームで指定したものとし、書面での郵送等は不要とする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者
- (3) 主たる営業所（本店等）の所在地
- (4) 受任者

- (5) 印鑑
- (6) 電話番号又はFAX番号
- (7) 建設業許可番号、許可年月日、許可業種又は許可区分（般・特）
- (8) 営業所専任技術者又は技術職員（いずれも市内業者のみ）
(登録の取消し)

第8条 競争入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資格者登録を取り消すことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (7) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- (8) 第1条第1号、第2号、第5号又は第6号の規定に該当することとなったとき。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表

建設工事入札参加資格審査申請書類一覧 【書面申請の場合】

番号	書類名	市内業者	市外業者
1	建設工事入札参加資格審査申請書 (別記様式第1号)	○	○
2	建設業許可通知書 建設業許可証明書	○	○
3	営業所一覧表 (別記様式第2号)	○	○
4	工事経歴書 (別記様式第3号)	○	○
5	京田辺市税納税証明書	○	△
6	消費税等納税証明書	○	○
7	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し	○	○
8	技術職員名簿の写し	○	×
9	技術職員の資格証明書の写し	○	×
10	技術職員の常用雇用が確認できる書類	○	×
11	商業登記簿謄本又は 事業主の後見等証明書	○	○
12	使用印鑑届 (別記様式第4号)	○	○
13	代表者印鑑証明書	○	○
14	業務用機械器具一覧表 (別記様式第5号)	○	×
15	営業所専任技術者名簿 (別記様式第6号)	○	×
16	委任状 (別記様式第7号)	△	△
17	誓約書 (別記様式第8号)	○	○
18	建設工事入札参加資格審査申請受付簿 (別記様式第9号)	○	○
19	建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届 (別記様式第10号)	※	※

(注) 1 「市内業者」とは、京田辺市内に主たる営業所（本店・本社）を有する者をいう。

2 ○は提出必須、△は該当がある場合のみ提出。
※は申請後に変更があった場合に提出。